④　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額

ロ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ハ　前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

⑤　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

③　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額

④　前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　誤謬（びゅう）の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該誤謬（びゅう）の内容

②　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

③　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第二十号

積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第四十九条の規定に基づき、積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令

積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十記３経理の状況３―１(1)比較貸借対照表中

「土地」	
「土地」 「リース資産減価償却累計額」を	
「のれん」に	
「のれん」 「リース資産」を	
「短期借入金」に	
「短期借入金」 「リース債務」を	
「長期借入金」に	
「長期借入金」 「リース債務」を	に改め、同様式記３経理の状況３―１(4)株主資本等変動計算書中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式記３経理の状況３―１(5)注記表中注12を注18とし、注９から注11までを一つずつ繰り下げ、同様式記３経理の状況３―１(5)注記表注８中「属性」を「種類」に改め、同注を同様式記３経理の状況３―１(5)注記表注14とし、同様式記３経理の状況３―１(5)注記表中注７を注11とし、同注の次に次のように加える。

12　金融商品関係

(1)　金融商品の状況

(2)　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

(1)　賃貸等不動産の状況

(2)　賃貸等不動産の時価

別記様式第十記３経理の状況３―１(5)注記表中注６を注10とし、同様式記３経理の状況３―１(5)注記表注５(3)中「行った」を「行つた」に、「あっては」を「あつては」に改め、同注を同様式記３経理の状況３―１(5)注記表注９とし、同様式記３経理の状況３―１(5)注記表中注４を注８とし、同様式記３経理の状況３―１(5)注記表注３(4)中「もって」を「もつて」に、「あっては」を「あつては」に改め、同注(5)中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注を同様式記３経理の状況３―１(5)注記表注７とし、同様式記３経理の状況３―１(5)注記表注２の次に次のように加える。

3　会計方針の変更

4　表示方法の変更

5　会計上の見積りの変更